

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府財政運営基本条例第25条第5項により、平成23年度決算から全会計財務諸表及び連結財務諸表（以下「連結財務諸表等」という。）を作成・公表している。これは、地方自治体の行政サービスが関係団体の多様な主体によって実施されている実態を踏まえ、事務事業について本府と密接な関係にある関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなし、大阪府全体の財務諸表と連結して大阪府グループとしての連結財務諸表等を作成するとの考え方によるものである</p> <div data-bbox="222 640 1276 1081" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(3) 連結財務諸表の対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(2) 全会計財務諸表の対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(1) 各会計合算財務諸表の対象</p> <p style="text-align: center;">一般会計 [1] 特別会計 [14]</p> </div> <p style="text-align: center;">法適用企業に係る特別会計 [2]</p> </div> <p style="text-align: center;">広域連合 [1] 地方独立行政法人 [4] 地方公社 [3] 出資法人 [21]</p> </div>		

【大阪府財政運営基本条例第25条第5項】
5 知事は、全会計財務諸表（会計別財務諸表及び法適用企業に係る特別会計の決算について作成した会計別財務諸表に準ずる書類を集約して作成した書類をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（全会計財務諸表及び府が業務の運営に関与し、府の施策と密接な関連を有する業務を行っている法人として規則で定めるものの決算に係る貸借対照表、損益計算書その他これらに類する書類を集約して作成した書類をいう。）を作成しなければならない。

2 作成ルールとして、「連結財務諸表等作成要領」及び「連結財務諸表等作成事務手引」を整備し、これらに基づき連結財務諸表等を作成している。

【連結財務諸表等作成要領】

第7条 財務諸表作成基準の適用を受ける会計において、連結対象法人等の間で行われている次の重要な内部取引は相殺消去する。

(4) その他、情報開示に重要な影響を及ぼす取引

【連結財務諸表等作成事務手引第7 純計処理】

連結対象法人等の財務書類を単純合計のうえ、連結対象法人間で行われている表1に挙げる内部取引を相殺消去する。

9 その他重要な取引

大阪府の各会計、及び連結対象法人等間の取引で、上記1～8のいずれの項目にも該当しない、1件の取引金額が1億円以上の取引について、該当する財務諸表から減額

措 置 の 内 容

○ 平成24年度全会計財務諸表及び連結財務諸表における地域整備事業特別会計の一般会計への移行に伴う際に生じた特別収入の相殺処理漏れ684億円については、平成25年度全会計財務諸表及び連結財務諸表において過年度修正損684億円（その他特別費用）として計上し、その旨を明記した。（平成26年10月29日公表）

公有財産台帳登録状況のチェックの徹底

担当課：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府公有財産台帳等処理要領では、部局長等は公有財産の使用許可又は貸付を行ったときは、当該年度に公有財産台帳に登録することとされている。また、登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、異動登録をすることとされている。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>2 「内部統制に関する検討作業チーム検討結果」において、制度所管課である財務部財産活用課の取組みが示されている。</p> <p>【内部統制に関する検討作業チーム検討結果】 III 課題解決に向けた取り組み 1 制度所管課等における改善に向けた早期取り組み (2)公有財産の管理事務【財産活用課】 ・平成6年度に印刷物で発行した「公有財産事務の手引き」について、年度内を目途に改訂作業を行っており、改訂版は庁内WEBに掲載するとともに、今後は適宜見直しを行い、内容を充実させる。 ・現在は、実務担当者等を対象に、基礎的な内容について年1回、半日研修を実施するとともに、手引き等で財産管理者が対応できないものについては相談等で対応しているが、今後、基礎研修に加え事例研修を追加するとともに、相談のあった内容について情報共有が図れるよう、庁内WEBへFAQの掲載を検討する。</p> <p>3 財産活用課は、公有財産台帳の登録が適切になされるよう「公有財産事務の手引」を作成するとともに、公有財産事務担当者研修会（平成26年6月30日開催）にて公有財産台帳の入力を財産所管課担当者に周知した。</p>	<p>1 公有財産台帳システムへの入力状況について調べるため、サンプルで府民文化部が所管している土地、建物のうち、行政財産使用許可件数は、「公有財産台帳システムのデータ一覧」及び「行政財産使用許可状況調」により、13件であることを確認した。この両資料を照合したところ、3件の公有財産台帳システムへの登録漏れが確認され、両資料間で9件の不一致が確認された。</p> <p>また、同様に、同部の普通財産の貸付件数は、「公有財産台帳システムのデータ一覧」及び「普通財産貸付状況調」により、6件であることを確認した。この両資料を照合したところ、4件の公有財産台帳システムへの登録漏れが確認され、両資料間で1件の不一致が確認された。</p> <p>なお、不一致の内容としては、使用開始年月日、終了年月日、使用料の更新漏れである。</p> <p>2 使用許可・貸付情報を公有財産台帳に登録する責任のある部局長等が、登録状況のチェックをしていない。</p> <p>3 公有財産台帳システムから所属の公有財産の登録状況を一括して出力し、チェックが可能であることが全庁に周知されておらず、そのことが登録状況のチェックができていない要因と考えられる。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 制度所管課である財産活用課は、公有財産台帳システムを活用し、各所属の登録状況について一括出力する方法を周知されたい。</p> <p>その上で、公有財産の使用許可、貸付情報など公有財産に関する情報が適切に台帳登録されているかを各所属がチェックすべきであることを周知徹底されたい。</p>

措置の内容

- 平成 26 年 9 月 16 日から同月 18 日及び同月 24 日から同月 26 日の計 6 日間、公有財産台帳等管理システムの操作研修を行った。その中で、使用許可等状況一覧表を含め、システムから出力できる帳票について研修資料に記載して説明を行い、周知を図った。
- 同研修において、平成 25 年度の監査の検出事項のうち公有財産台帳の登録に関連するものの一部を抜粋して研修資料に掲載し、公有財産台帳等管理システムへの適切な登録とともに、各所属における入力内容のチェックについて注意喚起を行った。
- 来年度以降の研修（例年 4 月及び 9 月に操作研修を実施）においても、引き続き帳票の出力の周知及びシステムへの登録・確認を適切に行うよう注意喚起を行っていく。

約束手形帳の管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
財務部 財政課	<p>財政課執務室内に設置された金庫内に約束手形帳が銀行借入用に保管されていたが、約束手形帳の管理簿が作成されず、また、平成21年度以降は使用されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UFJ銀行大阪公務部 約束手形帳 ・住友銀行大阪公務部 約束手形帳 ・りそな銀行大阪公務部 約束手形帳 ・りそな銀行大阪公務部 銀行借入用と記載されているバラの手形 数枚 	<p>【是正を求めるもの】 必要のない約束手形帳は、早急に返却されたい。</p>	<p>金庫内に保管されていた当該約束手形帳等については各銀行へ返却した。</p>

備品管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
財務部 財政課	<p>備品シール等に不備があった。また、備品の実査にあたって、シールではなく備品名をもとに行っていたため、適切なシールが貼られていないことに気が付かなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 備品シールが貼付されてなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー（物品番号120042820000） 2 所属替え前の古い備品シールが貼付されたまま、新しい所属の備品シールが貼付されていなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・金庫（物品番号120042800000） 	<p>【是正を求めるもの】 備品出納簿との照合を確実にするため、備品シールを貼付されたい。 また、備品の実査にあたっては、正確な照合を行うため、備品シールに基づき確認することとされたい。ため、備品シールに基づき確認することとされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 第74条 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> </div>	<p>備品の現品確認の上、備品シールを貼付した。</p>

大阪府公有財産活用検討委員会に関するホームページ上の記載の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																		
財務部 財産活用課	<p>大阪府のホームページ上で、大阪府公有財産活用検討委員会の結論として「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却とする活用方策を大阪府として決定」した旨の記載があるが、処分方針を決定する権限は同委員会には委任されておらず、正確な情報掲載とは言えない。</p> <p>【大阪府公有財産活用検討委員会設置運営要綱】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 大阪府が現に所有する公有財産（大阪府公有財産規則（昭和43年4月1日大阪府規則第30号）第2条第1号の公有財産をいう。以下同じ。）の総合的かつ効率的な運用を図るため、大阪府公有財産活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 土地、建物の有効活用に関すること。</p> <p>(2) 土地、建物の活用状況の評価等に関すること。</p> <p>2 前項第1号に基づき、委員会において、その検討の対象とする公有財産は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) すべての土地及びこれに定着する建物。</p> <p>(2) その他、委員長が特に検討の必要があると認めるもの。</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、財務部次長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="498 1171 1828 1373"> <thead> <tr> <th colspan="3">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 企画室事業調整課長</td> <td>・ 府民文化総務課長</td> <td>・ 都市整備総務課長</td> </tr> <tr> <td>・ 財政課長</td> <td>・ 福祉総務課長</td> <td>・ 住宅まちづくり総務課長</td> </tr> <tr> <td>・ 行政改革課長</td> <td>・ 健康医療総務課長</td> <td>・ 公共建築室計画課長</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村課長</td> <td>・ 商工労働総務課長</td> <td>・ 教育委員会事務局教育総務企画課長</td> </tr> <tr> <td>・ 財産活用課長</td> <td>・ 環境農林水産総務課長</td> <td>・ 警察本部総務部施設課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府公有財産規則】</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である法第172条第1項の職員に、次に掲げる事務（次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。）を、その所掌に係るものの範囲において委任する。</p> <p>(1) 行政財産の取得及び管理に関すること。</p> <p>(2) 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(普通財産の取得、管理及び処分の事務分掌)</p> <p>第5条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、第三条の規定による場合及び知事がこれらの事務の全部又は一部を処理すべき部局長等を指定した場合を除き、財務部長が行う。</p>	委員			・ 企画室事業調整課長	・ 府民文化総務課長	・ 都市整備総務課長	・ 財政課長	・ 福祉総務課長	・ 住宅まちづくり総務課長	・ 行政改革課長	・ 健康医療総務課長	・ 公共建築室計画課長	・ 市町村課長	・ 商工労働総務課長	・ 教育委員会事務局教育総務企画課長	・ 財産活用課長	・ 環境農林水産総務課長	・ 警察本部総務部施設課長	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>ホームページでの公表内容について、速やかに正確な記載に是正されたい。</p>	<p>大阪府公有財産活用検討委員会の結論の記載については、「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却の手続きを進める」との表現に改めた。</p>
委員																					
・ 企画室事業調整課長	・ 府民文化総務課長	・ 都市整備総務課長																			
・ 財政課長	・ 福祉総務課長	・ 住宅まちづくり総務課長																			
・ 行政改革課長	・ 健康医療総務課長	・ 公共建築室計画課長																			
・ 市町村課長	・ 商工労働総務課長	・ 教育委員会事務局教育総務企画課長																			
・ 財産活用課長	・ 環境農林水産総務課長	・ 警察本部総務部施設課長																			